

愛媛県山村振興基本方針

令和8年2月
愛媛県

目次

[別記様式 1]

山村振興基本方針書

都道府県名	愛媛県
作成年度	令和7年度

I 地域の概況

(1) 振興山村の概要

- 本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町は、全 20 市町のうち 15 市町となっている。

本県の振興山村の概要

区分	全県(A)	振興山村(B)	比率(B/A)
市町数	20	15	75%
面積	5,676k m ²	2,203k m ²	38.8%
人口	1,334,841人	45,030人	3.4%
若年者比率(15~64歳)	55.2%	44.3%	—
高齢者比率(65歳以上)	33.2%	47.5%	—

(注) 市町数は、令和7年4月1日現在。面積は、令和7年度全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）。人口は令和2年国勢調査

本県の振興山村の指定状況等

郡名	市町名	(合併前市町村名)	旧市町村名	指定番号	指定年度 (昭和)	財政力指数 (R6)
上浮穴郡	松山市		湯山村、五明村 坂本村	第1,122号	4 6	0.74
	新居浜市	(別子山村)	別子山村	第1,213号	4 7	0.77
	西条市	西条市	大保木村、加茂村	第1,211号	4 7	0.63
		小松町	千足山村	第1,214号	4 7	
		丹原町	桜樹村	第1,215号	4 7	
	大洲市	大洲市	南久米村、菅田村 大川村、柳沢村 上須戒村	第 654号	4 4	0.35
		肱川町	肱川村	第 296号	4 2	
		河辺村	河辺村	第 656号	4 4	
		中山町	佐礼谷村	第 461号	4 3	0.41
		(新宮村)	新立村	第1,212号	4 7	0.72
		(宇和町)	下宇和町	第1,123号	4 6	0.25
		(野村町)	溪筋村、惣川村 遊子川村、土居村	第 295号	4 2	
		(城川町)	高川村、魚成村	第 158号	4 1	
伊予郡	東温市	川内町	三内村	第 458号	4 3	0.49
	今治市	玉川町	龍岡村	第1,216号	4 7	0.53
	久万高原町	久万町	川瀬村、父二峰村	第 879号	4 5	0.21
		面河村	面河村	第 459号	4 3	
		美川村	弘形村、仕七川村	第 157号	4 1	
喜多郡	砥部町	柳谷村	柳谷村、中津村	第 62号	4 0	
	内子町	広田村	広田村	第 655号	4 4	0.42
		内子町	満穂村	第 880号	4 5	0.27
		五十崎町	御祓村	第 881号	4 5	
北宇和郡	松野町	小田町	参川村、田渡村	第 460号	4 3	
	鬼北町	広見町	松丸町、吉野生村	第 63号	4 0	0.15
		日吉村	三島村、憂治村	第 657号	4 4	0.23
		城辺町	日吉村	第 294号	4 2	
南宇和郡	愛南町	一本松町	綠僧都村	第 882号	4 5	0.23
			一本松村	第 159号	4 1	

注) 市町名末尾の○は全部山村であることを示す。 (令和7年4月1日現在)

(2) 自然的条件

ア 地理、地勢

- ・ 本県は、四国の西北部に位置し、東西は東経132度00分から133度41分、南北は北緯32度53分から34度18分にわたり、東部は香川・徳島両県と、南部は高知県と接している。
- ・ 本県の総面積は、約5,676km²（国土の1.5%）で四国全体の約三分の一を占めている。東西には、中央構造線が横断し、北側は瀬戸内海に面した平野が広がり、南側は石鎚山に代表される急峻な四国山地がそびえている。
- ・ 県内は、全般的に平野地が少なく、山地が多い地形となっているほか、波穩やかな瀬戸内海やリアス海岸の宇和海には、200余りの大小様々な島が浮かび、内陸部には雄大な四国カルストが広がるなど、海山両面の自然の景観に恵まれた地形となっており、特に、1,700kmに及ぶ海岸線の長さは全国第5位となっている。
- ・ 本県の振興山村市町は15市町（令和7年時点）であり、このうち振興山村の面積は、2,203km²（全県面積の38.8%）となっている。

イ 気候

- ・ 本県は、日照時間に恵まれた温暖な気候であり、特に瀬戸内海沿岸地域では、降水量の少ない半海洋・半内陸性の気候となっている。一方、県南西部の宇和海沿岸地域は、降水量が比較的多く、暖流の影響により平均気温が高いものの、冬には積雪も見られる。このほか、久万高原町に見られるように、四国山地には、夏は涼しく、冬はスキー場を開設できるような内陸高原山地気候もあるなど、多様な気候を有している。

	平均気温（平年）	年間降水量（平年）	年間日照時間（平年）
西条市	16.1°C	1,493.5mm	1,865.9h
松山市	16.8°C	1,404.6mm	2,014.5h
宇和島市	17.0°C	1,727.5mm	1,933.4h

(3) 社会的及び経済的条件

ア 人口の動向

- ・ 令和2年の振興山村の人口は、45,030人で県全体の3.4%を占めている。令和2年の人口を対平成27年でみると、6,018人減少しており、県の減少率を大幅に上回っている。
- ・ 年齢構造でみると、14歳以下の低年齢層の割合は、出生率の低下や、進学を機に振興山村を出るなど若年層をはじめとした流出が進んでおり、令和2年では8.2%となっている。
- ・ また、65歳以上の高齢者が占める割合は、平成22年37.3%、平成27年41.2%、令和2年47.5%と、高齢化が進んでおり、またその割合も県における割合（令和2年33.2%）を大きく上回っている。

イ 社会・生活環境

- ・ 令和2年の振興山村の集落数は960、1集落当たりの世帯数は約42戸で、複雑に起状する急峻な地形によって集落は概して散在している。
- ・ また、基幹集落の平均標高は275mとなっている。住民の生活道である市町道の改良

率は約 58.0%と依然として低く、水道普及率は 87.7%にとどまっているなど、更なる整備が必要となっている。

- 人口流出に伴う空家の増加やその管理が課題となっているが、一部地域においては、移住希望者向けのマッチングサービスにより、空家の提供が進んでいる地域がある。

山村地域の人口の推移

(単位：人・%)

区分		昭和 45 年	昭和 55 年	平成 2 年	平成 12 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
山村地域	実 数	94,292	79,346	71,247	65,915	56,747	51,048	45,030
	増減率		△15.9	△10.2	△7.5	△13.9	△10.0	△11.8
県全体	実 数	1,418,124	1,506,637	1,515,052	1,493,092	1,431,493	1,385,262	1,334,841
	増減率		6.2	0.6	△1.4	△4.1	△3.2	△3.6

(注) 令和 2 年国勢調査・該当市町調査

振興山村における年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年度	総数	0 歳～14 歳	15 歳～29 歳	30 歳～44 歳	45 歳～64 歳	65 歳以上
昭和 45 年	94,292 (100%)	24,302 (26%)	15,409 (16%)	20,250 (21%)	22,414 (24%)	11,917 (13%)
昭和 55 年	79,346 (100%)	15,052 (19%)	12,312 (15%)	13,991 (18%)	24,592 (31%)	13,399 (17%)
平成 2 年	71,247 (100%)	11,221 (16%)	8,697 (12%)	12,695 (18%)	21,783 (30%)	16,851 (24%)
平成 12 年	65,915 (100%)	8,797 (13%)	8,340 (12%)	9,732 (15%)	18,276 (28%)	20,779 (32%)
平成 22 年	56,747 (100%)	6,040 (10.6%)	5,516 (9.7%)	7,584 (13.4%)	16,450 (29.0%)	21,184 (37.3%)

(注) 平成 22 年国勢調査・該当市町調査

ウ 産業構造の動向

- 令和 2 年度の振興山村における就業人口は 20,995 人と県全体の 3.2%にすぎない。しかし、県内の農林漁業者に対する振興山村の農林漁業者の占める割合は 9.8%となっており、振興山村においては第一次産業が依然として中心的な産業となっている。
- 平成 22 年度の振興山村の耕地面積は 4,751ha で、対平成 17 年比で 90.4%となっており、減少傾向にある。主な農産物は、米のほか、地域特性を生かした柑橘をはじめとする果樹や野菜、園芸作物などである。
- 県内の振興山村の林野率は 83.6%である。近年、ウッドショックを受けて、木材価格は一時的に下げ止まりの傾向が見られたが、林業就業者が減少するとともに高齢化が進行している。このため、特に人工林において間伐等の手入れが不足している。
- 漁業関係においては、アユやアマゴ等の漁業生産物は、地域の伝統的な郷土料理の食材や特産品として、地域振興における重要な役割を果たしている。

産業別生産額の動向

(単位：百万円、%)

年 度	振興山村				県全体			
	全 体	第一 次産業	第二 次産業	第三 次産業	全 体	第一 次産業	第二 次産業	第三 次産業
平成 26 年	4,290,125 (100%)	60,124 (1%)	1,223,425 (29%)	3,006,575 (71%)	4,778,417 (100%)	84,218 (2%)	1,320,112 (28%)	3,374,087 (71%)
平成 30 年	4,568,026 (100%)	69,370 (2%)	1,380,526 (30%)	3,118,129 (68%)	5,106,930 (100%)	102,736 (2%)	1,498,223 (29%)	3,505,971 (69%)
令和 4 年	4,585,440 (100%)	64,830 (1%)	1,444,178 (32%)	3,076,434 (67%)	5,095,396 (100%)	94,503 (2%)	1,543,933 (30%)	3,456,960 (68%)

(注) 令和 4 年度愛媛県市町民所得統計

振興山村における産業別就業者数の動向

(単位：人、%)

年 度	振興山村			
	全 体	第一 次産業	第二 次産業	第三 次産業
昭和 45 年	52,590 (100%)	33,837 (64%)	7,148 (14%)	11,605 (22%)
昭和 55 年	44,078 (100%)	20,800 (47%)	10,293 (23%)	12,985 (30%)
平成 2 年	37,987 (100%)	13,178 (35%)	11,363 (30%)	13,446 (35%)
平成 12 年	34,315 (100%)	9,104 (27%)	10,292 (30%)	14,919 (43%)
平成 22 年	24,194 (100%)	5,367 (22%)	4,777 (19.7%)	14,041 (58%)
令和 2 年	20,995 (100%)	4,339 (21%)	3,914 (18%)	12,742 (61%)

(注) 令和 2 年国勢調査・該当市町調査

振興山村と全県の産業就業人口の比較

(単位：人・%)

区 分	総 数		第一 次産業		第二 次産業		第三 次産業	
	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
山村地域	20,995	100	4,339	21	3,914	18	12,742	61
全 県	654,362	100	44,086	7	155,733	24	454,543	69
山村地域の 占める割合	3.2	—	9.8	—	2.5	—	2.8	—

(注) 令和 2 年国勢調査・該当市町調査

振興山村における土地利用の状況

(単位 : ha、 %)

年度	振興山村						
	総土地面積	耕地面積				林野面積	
		田	畠	樹園地	その他		
平成17年	220,296	5,256 (2.4%)	2,380 (1.1%)	1,707 (0.8%)	1,169 (0.5%)	0 (0%)	188,629 (85.6%)
平成22年	220,296	4,751 (2.2%)	2,279 (1.0%)	1,416 (0.6%)	1,055 (0.5%)	1 (0%)	184,621 (83.6%)

(注) 平成 22 年国勢調査・該当市町調査

エ 交通・通信の状況

- ・ 振興山村においても市町道の改良は進んできているが、振興山村の中心から最寄りの人口集中（D I D）地区までの距離は、平均で 20km 以上の遠距離にあり、中には 50km 以上の地区もある。また、山間部を走る必要があることから、D I D 地区まで 1 時間以上要する振興山村が多い。
- ・ 振興山村を中心として携帯電話・ブロードバンド（インターネット）を利用できない地域が依然として存在し、都市部との間には情報通信環境に格差がある。

オ 財政の状況

- ・ 振興山村を包括する市町の財政力指数（令和 6 年度）は、新居浜市が 0.77、松山市が 0.74、四国中央市が 0.72、西条市が 0.63、今治市が 0.53 となっているが、その他の市町が 0.50 未満となっており、自主財源が乏しいため、地方交付税等に依存する脆弱な財政基盤となっている市町が多い。

カ 近年の主な自然災害の発生状況

- ・ 平成 30 年 7 月に発生した豪雨災害では、肱川流域で 48 時間に最大 421 mm に達する降水量を記録し、大規模な氾濫が発生した。大洲市や西予市では浸水や土砂崩れ、住家被害等が発生し、避難情報の迅速な伝達、河川・堤防等の治水強化などが課題となった。

キ 医療の状況

- ・ 高齢化に伴い、医療ニーズが一層高まっているが、振興山村に診療所が設置されていない無医地区が 9 市町にあるほか、無医地区ではないものの充分な診療科が設置されず、定期診療を担う医師の確保が困難であるなど、医療の提供に支障が生じている地区も見られる。

ク 社会福祉の状況

- ・ 高齢化に伴い、介護給付等対象サービスや老人福祉法に基づく福祉サービスの利用ニーズは増えているものの、各サービスの提供が十分ではない地域が見られる。

ヶ 教育の状況

- ・ 山村においては、他地域に比べ複式学級数の割合が増加傾向にあるとともに、小中学校の統廃合も進む傾向がある。
- ・ 県内振興山村外の高等学校への進学率が高まっている。

コ 移住・交流

- ・ 振興山村によっては、新規就農や林業への就業等を契機に他地域から移住する住民が見られるが、減少する人口を埋め合わせるまでには至らず、さらなる移住の推進が図られている。また、移住にまで至らなくとも関係人口の増加を目指し、各地域において域外からの観光客やリピーターを呼び込む取組も同時並行的に進められている状況にある。

サ 就業者の動向

- ・ 令和4年の県内一人あたりの市町民所得は 2,764 千円であるが、振興山村市町では 2,724 千円と低位に留まっている。
- ・ 全県においては 7 %が第一次産業に従事しているのに対し、振興山村においては 20.7 %が第一次産業に従事しており、県平均の約 3 倍の割合である。

シ 自然環境や景観の保全

- ・ 振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の発揮に資するほか、美しい景観は、日々の暮らしに潤いを与えるとともに他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要であり、各振興山村においても固有の自然環境や景観を維持管理に関する取組が行われている。

II Iを踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

(1) 山村振興対策の実施状況

本県においては、昭和40年度から47年度にかけて46地域が振興山村として指定されており、現在15市町が振興山村を有している。これらの振興山村においては、第一期山村振興対策から今日に至るまで、7期にわたって交通・通信、産業基盤、生活環境整備、国土保全等の振興対策が実施してきた。

(2) 山村振興の現状と評価と今後の課題

振興山村を概観すると、平地が少ないため、農業の規模拡大は難しく、また、若年層を中心とする人口の流失と出生率の低下による少子化・高齢化が進行しており、山村の活力の低下と担い手の不足により、国土・自然環境の保全等山村が担っている重要な役割が十分發揮されない状況となっている。

今後の山村振興に当たっては、格差是正という視点に加え、山村の自立的な発展は都市住民を含めた重要な課題であるという認識の下、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の構築と山村における定住等の促進を目指し、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得向上と雇用の確保や介護サービスの確保等による住民福祉の向上等を図ることが重要である。

III 振興の基本方針及び振興施策

① 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

本県の山村地域は、豊かな自然環境を有し、農林水産物の供給、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保、良好な景観の形成といった公益的機能を果たしているとともに、地域に根ざした伝統文化の継承など、多様な役割を持つ地域でもあり、その振興は本県にとって重要な課題である。

また、情報化の推進、地域間交流の促進、美しい景観の整備及び地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成することが期待されるなど、県土づくりにおいて果たすべき役割は益々重要なものとなってきている。

しかしながら、農林水産業をはじめとした各種産業、文化、教育、福祉サービス等の提供にわたる担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進行や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増してきている。

山村地域が有する役割、当面している課題等を考慮し、山村地域をみんなで支え合うという視点に立って、地域の個性・多様性を生かした住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、振興山村の振興・活性化を総合的に図っていく。

今後の山村振興においては、格差是正という視点に加え、山村の自立的かつ持続的な発展は、山村以外の国民の暮らしにとっても重要な課題であるという認識に立ち、豊かな自然環境と潤いのある生活空間を有する山村社会の維持・発展、都市住民等の山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進を目指し、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や社会・生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得と雇用の確保、教育、医療や介護サービスの確保・充実等による住民福祉の向上等を図ることが重要である。

これらを達成するため、次のとおり各施策において山村振興対策に取り組んでいく。

② 交通施策に関する基本的事項

本県の山村における国・県・市町道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしている。このため、幹線道路である国・県道から日常生活を支える市町道まで、地域の実情を勘案しながら路線の重要度や整備効果に着目し、重点的かつ効率的に整備を進め、道路網の充実を図る。また、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービス・移動手段を確保するため、乗合タクシー等の導入により、交通空白の解消を促すとともに、鉄道、バス等の持続的な提供を進める。また、地域住民の生活に直結する物流の維持・確保のため、物流の効率化を促進する。

なお、道路網の整備にあたっては、今後の集落の動向等を踏まえて計画的に整備を行うとともに、山村から救急医療機関等にアクセスしやすい「命の道」の整備がなされるように配慮する。

主な施策

- ・ 地域の活性化、定住や地域間交流の促進、産業の振興を支援する道路の整備
- ・ 橋梁、トンネル、法面等の防災対策による緊急輸送道路等の安全確保
- ・ 道路施設の計画的な維持管理、修繕、更新による長寿命化
- ・ 歩道整備やバリアフリー化などの高齢者等に配慮した道路の整備
- ・ 鉄道、バス等生活交通の維持・確保、利便性の向上
- ・ 輸送力の確保、輸送コストの抑制、輸送サービスの改善
- ・ 交通DXや新たなモビリティサービスの導入促進

③ 情報通信施策に関する基本的事項

山間部の多い本県では、安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、産業、交通、流通、保健・医療・福祉、教育、防災・安全、住宅など様々な分野で先端的な情報通信技術を活用したデジタル社会の形成を促進するため、必要なひとつづくりや携帯電話基地局、光ファイバ等の通信基盤の整備等により、情報流通の円滑化、高度情報通信体系の充実を図る。

主な施策

- ・ 地域におけるニーズ・実情に応じた情報化の推進
- ・ デジタル社会形成を担うひとつづくり
- ・ 生活に密着した情報通信基盤の整備

④ 産業基盤施策に関する基本的事項

農林漁家戸数の減少や後継者不足、農林水産業就業者の高齢化などによる農林水産業の活力低下により、山村が果たしている多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このような状況を踏まえ、山村の基幹産業である農林水産業の振興を図るとともに、他産業の基盤整備と併せて、農林水産業の生産の場だけではなく、多面的機能の基盤となる農地、多面的機能を有する森林及び山村環境の基盤整備を進める。

主な施策

- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備、農道・港湾整備等の農林水産業生産基盤整備、耕作放棄地の抑制・活用対策
- ・ 平成30年7月豪雨で被災した園地の再編復旧の推進
- ・ 豊富な農林水産物などの資源を活用した産業の誘致などによる地域の特性に応じた企業立地の促進

- ・ 多様な事業主体による、地域資源を活用した6次産業化をはじめとする起業推進
- ・ 計画的な森林整備の推進、林道等の整備による林業生産基盤整備及び森林病虫害対策や林野火災防止の推進等、森林の保全管理

⑤ 産業振興施策に関する基本的事項

農林水産業従事者の高齢化や農林水産物の価格の低迷等から、農林水産業の収益性が低下しており、農林水産業の生産性向上・経営効率化施策に加えて、加工、販売等の地場産業との連携強化や流通、消費の動向に即したきめ細かな対策など、力強い農林水産業経営の展開を図るため、生産から加工、流通、販売に至るまでの支援を総合的に展開する。

併せて、地域の基幹産業である農林水産業の生産性・収益性の向上、新規就農の促進等を含めた担い手の育成・確保を促すとともに、6次産業化を推進する。

また、地域の特性を生かし、その土地の農林水産物とともに文化・歴史や森林、景観等の地域資源を活用し、山村ならではの特産物や体験プログラム等の付加価値の高い商品やサービスの開発等を促進する。

農林水産業の振興においては、鳥獣被害防止対策が不可欠な状況であり、ICT機器の活用による負担軽減や、被害状況と捕獲実績等を踏まえた効果的な捕獲方法の普及を図るなど、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）（以下、「鳥獣被害防止特措法」という）に基づく市町が作成する防止計画の遂行を支援する。また、併せて、県内産ジビエの需要拡大に向けた加工施設の導入や認知拡大の普及を図る。

風力発電や木質バイオマスエネルギーを中心とした再生可能エネルギーの利用の促進を図ることとし、その推進に当たっては、山村の多面的機能が損なわれることがないよう、自然環境に配慮するものとする。

森林の整備及び保全の推進に当たっては、間伐や主伐後の再造林の適切かつ計画的な実施とともに、森林病害虫の駆除や里山林の保全活動等も促進し、森林環境譲与税の効果的な活用を進める。また、県産材の都市部での利用拡大を図ることで、振興山村で生産される木材の安定的な需要確保に努め、山村における林業の発展に寄与することとする。

主な施策

【農業部門】

- ・ 適地適作を基本に品質の向上に努めるとともに、多彩な産地銘柄の育成
- ・ 消費者ニーズに対応した完熟栽培や有機・減農薬栽培等の個性化商品、健康志向に即した機能性食品の開発、農商工連携や6次産業化等による高付加価値・高収益農業の実現
- ・ 農村地域の多面的機能や地域資源の資質向上の支援
- ・ 農業現場での労働力不足を解消し、省力化・効率化するスマート農業の普及・推進
- ・ 鳥獣被害防止施設の整備や捕獲獣肉の商品化支援など総合的な鳥獣害対策の推進
- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備等による農地の保全、必要な道路網整備の推進
- ・ 農林水産物の高付加価値化等の利活用と併せた森林・農用地の保全推進
- ・ 耕作放棄地の防止

【林業部門】

- ・ 計画的な森林整備、森林の持続可能な管理・経営と森林資源の循環活用の促進
- ・ 県民全体でえひめの森林を直接的・間接的に守り育てるための担い手の育成

- ・ 林道・作業道など林業生産基盤の整備状況や生育状況などに応じた森林の適正整備
- ・ 川上（山側）から川下（都市側）まで、流域全体が一体となった林業振興と森林資源を活用した循環型の新たな産業の創出
- ・ 森林病虫獣害対策
- ・ 県産材住宅等の推進
- ・ 放置竹林の整備及び竹林資源の活用

【水産業部門】

- ・ 収益性の高い漁業への転換、力強く有能な担い手づくりの実現
- ・ 農商工連携、海外市場を視野に入れた水産物の新たな販路開拓
- ・ 加工利用技術の開発推進と広域流通体制の整備促進

【地場産業の振興】

- ・ 果樹、畜産物、高冷地野菜、花き、工芸作物、まゆ、林産物等地域資源を生かしたアグリビジネスの振興
- ・ ふるさと产品・むらおこし产品の開発等による農林畜産物加工業や地域の特产品産業の振興と新たな産業おこしの推進
- ・ 学校給食への県産食材の活用等による地産地消の促進

【商業の振興】

- ・ 地域の食や特产品を活かした商品開発、インターネット等を活用した商品販売の促進
- ・ 道の駅等と連携した地域行事に併せたイベントの実施による地域内外からの集客拡大
- ・ 地域ブランド品となるような地域の特性を生かした特産物の生産振興
- ・ 繊維、木製品、食品関連等の地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業の導入促進
- ・ 木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用の推進
- ・ 観光業の振興
- ・ 企画開発、マーケティング、販売等の強化など山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策の推進

⑥ 防災に係る施策に関する基本的事項

振興山村は、斜面の崩壊や浸食による土砂災害や山地災害が発生しやすい一方、県土や自然環境を保全するとともに、水源を涵養し、県民に必要な資源を供給するなど県民が安全で快適な生活を営む上で重要な役割を担っている。このことから山村地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともに、その有する多面にわたる機能の発揮を図るため、土砂の流出抑制、流木災害リスクの軽減に配慮した国土保全施設等のハード対策及び地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。

また、今後、高い確率で発生が危惧される南海トラフ地震や近年の気候変動による線状降水量帯をはじめとした豪雨が増加傾向であることや、平成30年7月の豪雨災害の教訓を踏まえ、自然災害への対応力を高めるため、河川・砂防・港湾施設や、ため池等の農業用施設改修に加え、災害発生時の住民の孤立を回避し、地域経済への影響を防ぐため、住民の救難・救助を支える緊急輸送ルート等の道路の防災・減災対策などのハード整備を進めるほか、応急復旧等の災害応急体制の整備を図るとともに、強靭で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良等を推進する。

主な施策

- ・ 河川の堤防整備や河床掘削の推進

- ・ 港湾施設・漁港施設・海岸保全施設の改良・整備、機能維持
- ・ 土石流・地すべり・がけ崩れ対策等砂防施設の整備促進
- ・ 緊急輸送道路の整備推進、落石防止等の道路法面対策
- ・ ため池の改修・廃止や耐震対策の推進
- ・ 県土の保全や水源の涵養を図るための治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進
- ・ 間伐等の適正な森林整備や山地防災のための治山事業の推進
- ・ 自主防災組織の中心的役割を果たす防災士の養成、自主防災組織の実践的な組織への強化

⑦ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

無医地区に關し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。）の整備等を促進する。

無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師及び看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。）の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮を行う。

主な施策

- ・ 地域医療を担う若手医師の育成や退職医師のマッチング等による医師確保対策
- ・ 各地域にふさわしい医療機能の分化や在宅医療・介護を含めた連携の促進など、地域の実情に合った医療提供体制の整備
- ・ 代診医の派遣をはじめとしたへき地における医療の確保
- ・ 救急救命士の養成や救急医療機関等と消防機関の連携強化
- ・ ドクターヘリやドクターカー等の効果的・効率的な運用
- ・ 災害時等の緊急医療の体制の確保

⑧ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項

高齢化が全国を上回るペースで進行する中、高齢者をはじめ介護を必要とする住民が、慣れ親しんだ山村においてできるだけ安全・安心に社会参加活動を行いながら自立して暮らしつつ、適切な介護サービスが受けられるよう、介護予防対策や地域リハビリテーション体制の整備に加え、介護給付等対象サービスに従事する者及びサービス提供体制の確保等の施策を推進するとともに、それらのサービスを受けるために必要な住民負担の軽減に努める。

また、人口流出抑制や移住促進対策の一環として、児童福祉の増進及び子育て環境の確保を図る観点から、児童福祉施設の整備等を推進する。

主な施策

- ・ 健康寿命の延伸
- ・ 地域包括ケアシステムの構築の推進
- ・ 在宅中重度者や認知症高齢者への対応の強化
- ・ 介護サービスの質の向上と効率的なサービス提供体制の構築
- ・ 介護人材確保対策の推進

- ・ 在宅介護を担う家族等への支援
- ・ 介護予防・生活支援体制整備の推進
- ・ 個々の障がい者のニーズ・実態に応じたきめ細かな支援のためのサービスの量的・質的な充実
- ・ 生涯学習情報の提供と学習相談の充実
- ・ 地域の実情及び子育て家庭のニーズに応じた教育・保育サービスの拡充
- ・ 保育サービスの充実等安心して子どもを生み育てられる環境づくりの促進

⑨ 文教施策に関する基本的事項

本県の山村は、史跡や民俗文化財等の固有の文化遺産を有しているが、都市部に比べて児童生徒の減少が進み、小規模校の増加や小・中・高等学校の統廃合等が課題となっている。

このため、山村におけるより一層の教育環境の向上を図るため、耐震化を含めた公立学校等の施設整備やＩＣＴ技術を活用した教育環境の整備をさらに推進するとともに、山村における就学に係る負担を軽減する観点から、遠距離児童生徒等のための交通機関の確保を図る。また、地域社会における伝統文化の保存、継承対策等を促進するとともに、これらの文化財の保存や活用に資する担い手を育成し、地域の特色を生かした社会教育施設等の整備を図る。その際、山村内外に居住する子供に対する山村の豊かな自然体験・生活体験の学習の場を提供する観点にも配慮した施策を展開する。

主な施策

- ・ 公立学校等の教育施設整備等の整備
- ・ 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備
- ・ 地域文化の振興等に係る施設の整備
- ・ 学校におけるＩＣＴ環境整備の促進
- ・ 教育環境の整備、生涯学習の推進
- ・ スクールバス購入等によるへき地学校の支援
- ・ 全国募集実施校へ入学を希望する県外生徒の支援
- ・ 史跡や民俗文化財等の文化遺産の保存・継承
- ・ デジタル技術による文化財資料の保存・活用
- ・ 文化財の保存・活用に携わる担い手の育成
- ・ 修学旅行等教育旅行等における農林漁業体験・民泊等の取組の推進

⑩ 社会、生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

山村における住民の生活環境を改善することにより、住民生活の安定を図るために、日常の快適な暮らしの基盤となる上下水道等の生活インフラの整備とともに、非常時にも生活の安定等が可能となる社会的な態勢や、住環境の整備が求められている。

このため、空家等の活用を含めた快適な居住環境の確保、下水道・浄化槽等の汚水処理施設や廃棄物の処理施設の計画的、効率的な整備を推進する。

また、個々の集落が、集落機能の維持向上を図ることが山村の多面的機能の発揮に寄与することを踏まえ、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援や地域運営組織（ＲＭＯ）の形成への支援により地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、集落防災安全施設、集会所等の整備や生活環境整備を一層促進することを基本とする。併せて、各種対策を講じても集落を維持することが困難な場合等においては、住民の合意の下に集落再編整備や集落間の連携等を促進する。

さらに、集落維持につながる生活環境保全等の一環として、鳥獣被害防止特措法に基づき地域ぐるみの被害防止活動を促進する。

主な施策

- ・ 地域の実情に応じた水道施設、汚水処理施設の整備
- ・ 廃棄物の適正処理
- ・ 消防用設備の整備充実の促進
- ・ 地域における健康づくり活動の促進と母子保健サービスの充実
- ・ 保育サービスの充実等安心して子どもを生み育てられる環境づくりの促進
- ・ 感染症対応が可能な医師・看護師等の育成・確保
- ・ 感染をまん延させないための行動の啓発
- ・ 伝統工芸・芸能の活性化や「集落支援員」「地域おこし協力隊」の導入等による人材育成等を通じた集落機能の維持活性化
- ・ 小さな拠点づくりによる日常生活機能等の確保と地域内ネットワークの強化
- ・ 持続可能な地域運営実践支援
- ・ 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成による、地域で支え合うむらづくりの推進
- ・ 有害鳥獣防護柵等の防除施設及び緩衝帯の整備、放置農作物の除去、耕作放棄地の解消、大学等の研究機関と連携した地域に適した防除方法の確立等による被害防除の推進
- ・ 対象鳥獣捕獲等に従事する者の育成及び組織化、捕獲奨励金の交付等による有害鳥獣捕獲の促進
- ・ 鳥獣被害対策に関する技術指導者の育成、農業者等への技術指導等による普及啓発
- ・ 野生鳥獣の生息に適する森林の育成に配慮した生息環境の保全整備の推進

⑪ 移住・交流施策に関する基本的事項

少子高齢化による人口の自然減や人口の流出に歯止めがかからない中、UターンやIターンをはじめとした他地域からの移住とともに、二地域居住や地域間交流を併せて推進していくことが地域を維持するための担い手の確保の面で不可欠である。

このため、山村への移住、定住はもとより、二地域居住や地域間交流の取組を併せて促進することにより地域の担い手を増やしていくため、移住又は二地域居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進とともに、都市等と山村の交流促進を図る。

山村と都市との交流は、共生対流を推進するものであり、相互理解を深めながら、人的交流による地域に不足する人材やノウハウ、技術等の確保、地域産品の需要増大や高付加価値化等を通じて山村の活性化を図る効果がある。また、将来的にUJターンにつながることも期待される。

このため、山村への移住の促進を含めた山村における移住・定住や二地域居住・地域間交流の促進に向け、交流施設の整備を促進するとともに、山村の交流情報の収集・提供、人材（体験指導者、地域をコーディネートする人材等）の育成、地域内連携による受入態勢整備等幅広い交流の支援体制を整備し、効果的で継続性のある交流事業の促進を図る。

主な施策

- ・ 20市町と連携した移住フェアやデジタルマーケティングの手法を活用した効果的な情報発信による新たな移住希望者の開拓
- ・ 空き家の有効活用による移住者の住まい確保の支援、県外からの働き手世代や子育て世代の移住定住の促進
- ・ 求人・移住総合情報サイトを通じた県内企業と移住希望者の求人・求職マッチングの

促進

- ・ 企業・大学ボランティアと集落のマッチングによる関係人口創出の推進
- ・ 地域おこし協力隊員の受入・定着に向けたサポート体制の充実強化
- ・ 地域づくりを支える人材・組織の育成や集落活動の支援を通じた住民主体の地域づくり活動の促進
- ・ 農業基盤整備、農村生活環境基盤整備の推進
- ・ 林業就業による移住を目指した林業等の魅力発信
- ・ グリーン・ツーリズムの推進及び人材の育成
- ・ 自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備及び有効活用
- ・ 空き家バンクの活用など地域における受入体制の整備
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全
- ・ 保健、休養、体験学習、レクリエーションなど、森林の総合的利用の推進

⑫ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項

第一次産業就業者の減少や高齢化が進む中、地域の産業、文化の維持・発展や安心して生活できる地域社会の自立的かつ持続的な活性化を図るためには、意欲と能力のある力強い担い手を確保、育成することが極めて重要である。

しかし、山村の基幹産業である農林水産業は人口減少が進む中で担い手が不足し、農地や森林、漁場等の適切な管理が難しくなるなど、本県農林水産業の持続的な発展が困難な状況に直面しつつある。

このため、地域の中核的な担い手や経営体及び地域内外からの新規就業者を積極的に確保するとともに、経営や生産に関する知識・技術の研修を促進するなど、産業を支える優れた担い手や経営体の育成を進める。

また、男女ともに就業しやすい労働環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進めるなど、女性や高齢者のマンパワーの活用や役割の付与を促進する。

主な施策

- ・ 認定農業者や農業生産法人等地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- ・ 地域の森林経営を推進する林業経営体の確保・育成と新規参入の促進
- ・ 就労条件等の改善や研修等による林業従事者の確保・育成
- ・ 集落機能維持が可能な人材の育成と地域おこし協力隊員の定住・定着の促進
- ・ 農林水産業DXや新技術導入などにチャレンジする人材の育成
- ・ 小学生、中学生、高校生の各段階での地元定着の支援及び県内就職への意識醸成
- ・ 女性の能力を發揮した活動の支援、高齢者の活動の場の確保
- ・ 福祉施設との連携や外国人材等の更なる活用

⑬ 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本事項

本県の山村の多くは中山間地に位置し、豊かな自然環境に恵まれており、国土保全や水源涵養といった公益的な機能を有しており、その自然環境は、山村での暮らしの豊かさや魅力の源でもあることから、山村の振興に当たっては、自然環境の保全や自然景観の保全に留意するとともに、自然環境の再生に努めるものとする。

主な施策

- ・ 自然公園等での自然環境の保全や自然生態系の再生
- ・ 地域の個性や特性を生かした景観形成の促進

⑯ その他施策

本県の山村においては、人口の減少や高齢化は避けられず、活力が低下してきている。

このため、地域に住む全ての人々が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動の展開がなされるよう、住民・NPOと行政等の協働による地域づくりが取り組まれるよう支援を行う。

主な施策

- ・ 食文化、伝統芸能等の伝承の支援
- ・ 地域住民活動を推進する人材の育成推進
- ・ 起業支援

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、政策の方向性などを示す愛媛県総合計画～未来につなぐ　えひめチャレンジプラン～（令和5年6月）を作成し、「愛のくに愛顔（えがお）あふれる愛媛県」の実現に向け、各種施策の推進に取り組んでいる。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域にも指定されており、過疎地域持続的発展方針（令和3年8月）が策定されている。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開に当たっては、これらの計画等との整合性を図りながら推進するものとする。